

# 第1期南幌町地域福祉実践計画

(令和8年度～令和13年度)

令和8年3月

社会福祉法人 南幌町社会福祉協議会

## はじめに

近年、地域における生活や福祉を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、少子高齢化、核家族化、ひとり暮らしの高齢者をはじめ生活困窮、地域での人と人とのつながりの希薄化など、暮らしてゆくうえでの課題は複雑、多様化しております。

これらの状況を踏まえ、町民のニーズに応え、社協事業や福祉サービスを計画的に活動するとともに、令和7年3月に町が策定した「南幌町地域福祉計画」と各福祉関係計画と整合を図り、「第1期 南幌町福祉実践計画」を策定しました。

社会福祉協議会は「町民が安心して暮らせる福祉のまちづくり」を使命とし、現在の事業とこれからの福祉問題について、町民をはじめ、行政区・町内会、民生委員・児童委員、ボランティア団体の協力や福祉サービス事業者、福祉団体、専門機関、行政などと密に連携し、地域福祉活動に取り組んでいきますので、さらなるご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、本計画の策定にあたり、ご審議をいただいた策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力をいただきました関係団体の皆様、ご意見・ご指導を賜りました関係各位に心から厚く感謝とお礼を申し上げます。

令和8年3月

社会福祉法人 南幌町社会福祉協議会  
会長 本間 秀正

## 目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画作成の体制	3
5 住民の意識・意向と課題	3
第2章 基本的な考え方	6
1 基本理念	6
2 基本目標	6
3 取り組みの体系	7
第3章 施策の展開	10
基本目標① 地域福祉を担う人づくり	10
（1）福祉教育活動の推進	10
（2）福祉に携わる人材育成	11
基本目標② みんなで支え合う地域づくり	12
（1）住民参加	12
（2）世代間交流	13
（3）子育て支援	14
基本目標③ 安心安全な暮らしづくり	15
（1）交 通	15
（2）生活支援	15
（3）災害・緊急時の支援体制	16
（4）健康・介護予防	17
（5）情報の提供	18
（6）生活援護	18
（7）福祉サービスの提供	19
（8）権利擁護	20
第4章 計画の推進に向けて	21
1 計画の推進体制の整備と計画管理	21
2 計画の普及・啓発	21
3 計画の検証と見直し	21

資料編

1	地域福祉に関するアンケート調査	22
2	南幌町社会福祉協議会地域福祉実践計画策定要綱	37
3	南幌町社会福祉協議会地域実践計画策定委員会設置要綱	38
4	南幌町地域福祉実践計画策定委員名簿	40

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国は社会環境の変化に伴い、様々な問題が生じており、私たちが生活する地域社会においても、かつての地域とのつながりが希薄化するなど大きく変容しています。また、ライフスタイルの変化により、引きこもり、ダブルケアや8050問題など住民一人ひとりが抱える課題は多様化しており、社会福祉の目的も大きく変化しています。

そのため、介護、障がい、子ども、困窮など、分野ごとに縦割りとなっていた体制を本人・属性に関わらず、丸ごと受け止め一体的に対応する支援体制への転換を図っていくことが求められています。

このような社会背景から、住み慣れた地域で暮らし続けるために、高齢者支援として推進してきた、分野や主体間を超えた連携による支え合いの仕組み「地域包括ケアシステム」と地域に暮らす住民全てが支え合う仕組みの「地域共生社会」の実現が重要となっています。

こうした状況の中、令和7年3月に策定されました「南幌町地域福祉計画」の基本理念である「いつまでも、住み慣れた地域で、ともに支え合い、安心して暮らせるまちづくり」を目指し、地域に必要とされる社会福祉協議会の役割を確認し、「南幌町地域福祉実践計画」を策定し、地域福祉を推進します。

### 用語解説

#### 《ダブルケア》

子育てと介護を同時に担う（世帯）のこと。

#### 《8050問題》

50歳代のひきこもりの子どもを80歳代の高齢の親が面倒を見ること。

#### 《地域包括ケアシステム》

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。

#### 《地域共生社会》

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」につながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこと。

## 2 計画の位置づけ

地域福祉実践計画は、地域住民やボランティア団体、福祉や介護事業者等の民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画です。

「南幌町地域福祉計画」との整合性を図りながら、社会福祉法第109条の規定で地域福祉の推進役として位置づけられ、南幌町社会福祉協議会が中心となって策定するものです。

## 3 計画の期間

本計画の期間は令和8年度から令和13年度までの6年間とします。

なお、令和11年度に中間見直しを行い、計画の進捗状況や制度改革、新たな課題に対応し、実情に合った内容にしていきます。

### 【各計画の期間】

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
南幌町総合計画	第6期（後期）		第7期（前期）				
南幌町地域福祉計画	第1期						
<b>南幌町地域福祉実践計画</b>	—	<b>第1期</b>					
南幌町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画	第9期		第10期		第11期		
南幌町障がい者計画	第4期		第5期				
南幌町障がい福祉計画	第7期		第8期		第9期		
南幌町障がい児福祉計画	第3期		第4期		第5期		
南幌町子ども・子育て支援事業計画	第3期					第4期	
南幌町自殺対策行動計画	第2期				第3期		

## 4 計画作成の体制

### (1) 職員研修会

本計画を策定するにあたり、北海道社会福祉協議会より担当職員を招き、職員向けの研修会を令和7年2月28日に実施しました。

### (2) 策定委員会による審議

学識経験者、行政区長会、福祉関係者など9名及び北海道社会福祉協議会よりオブザーバー2名、社協事務職員5名で構成した「南幌町地域福祉実践計画策定委員会」を設置し、本計画について審議しました。

令和7年 9月 1日	第1回 策定委員会 ・計画の概要説明 ・アンケート調査結果 ・実践計画にかかる基礎知識
令和7年11月19日	第2回 策定委員会 ・グループワーク 社会福祉協議会について 現在の福祉事業について 社会福祉協議会に求めているもの
令和8年 2月27日	第3回 策定委員会 ・計画素案の最終決定について

## 5 住民の意識・意向と課題

### (1) アンケート調査による住民意識・意向の把握

本計画を策定するにあたり、基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

配布数 1,200人 回答数 512人 (42.7%)

実施期間 令和7年4月から7月

#### ■ ご近所の方とかかわりについて

・顔が合えば立ち話をする程度が44.3%、あいさつをする程度が31.3%の回答があったが、ほとんどつきあいはない、どんな人が住んでいるかわからないが4.1%の回答であった。

・今後手助けしてほしいことは、「相談相手になってほしい」、「病気などの看病や救急車を呼んでほしい」、「簡単な家の補修や掃除、草刈、除雪」、「一人暮らしや家族が留守の時の見守り」の回答は高齢者と思われる。

## ■ 地域福祉に関する活動について

・町内会の活動（27.4%）、老人クラブの活動（18.8%）、社会福祉協議会の活動は7.3%となっている。活動したことがない（7.7%）と回答の中では「仕事や家事で忙しいから」が64%となった。

・新たなボランティア活動者を増やす取り組みはボランティアの必要性（22.1%）、ボランティア活動からの口コミ、誘い（21.6%）、ボランティア活動に対するPR、広報誌での周知（18.7%）の回答があった。

## ■ 日常生活における悩みや不安について

・自分や家族の健康・介護のこと（19.4%）、高齢になってからのひとり暮らし（14.9%）、災害のこと（14.2%）についての回答があった。

・相談する相手は家族・親族（36.9%）、友人・近所の人（33.6%）が多い回答となった。

## ■ 災害時の対応

・災害が発生した時、ひとりで避難できる（56.3%）、介助があれば避難できる（18.6%）と回答があった。回答なしが約25%、避難できない理由を見て、今後再調査が必要と感じた。

・手助けが必要な方の支援の取り組みとして、地域と行政が協力（41.0%）、自治防災組織、自治体、地域での取り組み（15.6%）との回答があった。

その他回答の意見として、「手助けが必要な人がわからない」、「地域で避難できない人をリストアップ」との回答があったが、個人情報の問題が課題となった。

## ■ 地域福祉施策について

・社会福祉協議会の活動について、共同募金（14.4%）、ひだまりサロン（12.8%）、ボランティアフェスタなんぼろ（11.1%）、健康マーじゃん（10.8%）との回答があった。

・地域の担当民生委員児童委員について、知っている（34.4%）との回答があったが、意外に知られていないのではないかと思われる。

・これから始めてほしい事業は、独居高齢者の見守り強化（24%）、病気等への移送（17.9%）、子育て支援の充実（13.7%）、買い物代行（10.3%）の回答があった。

・助け合いながら安心して暮らすためには、身近な場所での相談窓口の充実（16.3%）、みんなが参加できる自立した住民自治の地域づくり（12%）との回答があった。

※アンケート調査結果については資料編に載せております。

## (2) 第2回策定委員会開催、グループワーク実施による意見

- 社会福祉協議会について
  - ・ 社協の認知が薄い
  - ・ 保健福祉課と社会福祉協議会の事業の区別が難しい
  - ・ 行政の事業は法律があり縛りがあるが、社協は自由にできることが多い。
  - ・ 社協で行っている事業の多さを知った。
  
- 現在の福祉事業について
  - ・ 電話サービスの利用が減ってきており、訪問したほうが良いのではないかと
  - ・ まごころボタン、孤独死の問題、要件が当てはまらなくても希望者には有償で設置したほうが良いのではないかと
  - ・ 社協の事業の利用の方法がわからない人がいるのではないかと
  - ・ ゴミ出し支援は、近所のつながりで行っている人がいるのではないかと  
(ボランティアポイントの利用での認知度が必要)
  
- 社協に求めていくもの
  - ・ 古い事業を新しい事業に切り替えていく必要があるのではないかと
  - ・ 成年後見制度の行政と社協での役割分担が必要ではないかと
  - ・ ボランティア活動の充実が必要ではないかと (子ども、子育て、少年団・部活動)

## 第2章 基本的な考え方

### 1 基本理念

本計画は、南幌町地域福祉計画に掲げる「いつまでも、住み慣れた地域で、ともに支え合い、安心して暮らせるまちづくり」を基本に「町民が元気で健やかに暮らせるまちを目指して」を基本理念とします。

### 「町民が元気で健やかに暮らせるまちを目指して」

### 2 基本目標

#### ① 地域福祉を担う人づくり

みんなが安心して暮らせる地域福祉を推進するためには、活動の担い手が必要であり、それらが広がっていくことの仕組みが必要となります。

地域にいる人材を各種事業や住民が集う交流（ボランティアフェスタなんぽろ等）を通じ、福祉に対する理解を深め、ボランティア活動を担う人材の育成を行うとともに自主的な活動へと広がっていくような環境づくりを進めていきます。

#### ② みんなで支え合う地域づくり

各行政区・町内会においての活動（サロン等）を充実させることで地域課題の発見・対応や高齢者対策、特に一人暮らしの高齢者の生活実態、災害時における安否確認や避難所までの避難行動などに備えていく必要があるため、お互いが見守り、声掛けを行うなど、支え合い、つながるような地域づくりを進めていきます。

#### ③ 安心・安全な暮らしづくり

町民が安心・安全な暮らしを続けることができるまちづくりをするためには、相談支援体制や情報提供体制を充実させ、本人が希望する生活を送ることができるよう、必要な支援につなげる仕組みづくりを進めていきます。

## 取組の体系

### 基本目標① 地域福祉を担う人づくり

- (1) 福祉教育活動の推進
  - ・ ボランティア協力校による実践活動への支援・協力
  - ・ 職場体験学習の受け入れ
  - ・ 子ども会育成連絡協議会への支援
- (2) 福祉に携わる人材育成
  - ・ ボランティア養成講座の実施
  - ・ ボランティア活動の普及拡大に向けた支援・協力
  - ・ 民生児童委員との連携
  - ・ 社協役員・職員の研修

### 基本目標② みんなで支え合う地域づくり

- (1) 住民参加
  - ・ ひだまりサロンによる地域コミュニティー活動支援
  - ・ ふれあい交流会
  - ・ 介護支援ボランティアポイント事業
  - ・ 共同募金事業
  - ・ フードパントリー事業
  - ・ 困りごと、担い手調査の実施
- (2) 世代間交流
  - ・ 地域交流食堂（みんなのちいき食堂）
  - ・ ボランティアフェスタなんぼろの開催
- (3) 子育て支援
  - ・ 社協保有備品の貸し出し

### 基本目標③ 安心・安全な暮らしづくり

- (1) 交通
  - ・ 移送サービス事業（受託事業）
  - ・ らくらくサービス事業（独自事業）

- (2) 生活支援
  - ・電話サービス事業
  - ・高齢者ゴミ出しサービス事業
  - ・配食サービス事業
  
- (3) 災害時・緊急時支援
  - ・災害ボランティアセンター設置運営機能の整備
  
- (4) 健康・介護予防
  - ・ひだまりサロン事業
  - ・高齢者いきいき健康マージャン事業
  - ・ふまねっと教室
  - ・老人クラブ連合会
  
- (5) 情報の提供
  - ・町広報誌、社協だより、ホームページの活用
  
- (6) 生活援護支援
  - ・生活困窮者の相談支援
  - ・無料法律相談会
  - ・歳末たすけあい見舞金配布事業
  - ・歳末たすけあい見舞品配布事業
  
- (7) 福祉サービスの提供
  - ・車いす貸付事業
  - ・福祉杖給付事業
  - ・各種団体への活動支援
  
- (8) 権利擁護
  - ・日常生活自立支援事業
  - ・生活福祉資金貸付事業

### 3 取り組みの体系

【基本理念】

【基本目標】

【施策の展開】

町民が元気で健やかに暮らせるまちを目指して

地域福祉を担う人づくり

福祉教育活動の推進

- ・ボランティア協力校による実践活動への支援・協力
- ・職場体験学習の受け入れ
- ・子ども会育成連絡協議会への支援

福祉に携わる人材育成

- ・ボランティア養成講座の実施
- ・ボランティア活動の普及拡大に向けた支援・協力
- ・民生委員児童委員との連携
- ・社協役員・職員の研修

みんなで支え合う地域づくり

住民参加

- ・ひだまりサロンによる地域コミュニティー活動支援
- ・ふれあい交流会
- ・介護支援ボランティアポイント事業(受託事業)
- ・共同募金事業
- ・フードパントリー事業
- ・困りごと、担い手調査の実施

世代間交流

- ・地域交流食堂(みんなの地域食堂)
- ・ボランティアフェスタなんぼろの開催

子育て支援

- ・社協保有備品の貸し出し

交通

- ・移送サービス事業(受託事業)
- ・らくらくサービス事業(独自事業)

生活支援

- ・電話サービス事業
- ・高齢者ゴミ出しサービス事業
- ・配食サービス事業(受託事業)

災害時・緊急時支援

- ・災害ボランティアセンター設置運営機能の整備

安心・安全な暮らしづくり

健康・介護予防

- ・ひだまりサロン事業
- ・高齢者いきいき健康マージャン事業(受託事業)
- ・ふまねっと自主練習教室
- ・老人クラブ連合会

情報の提供

- ・町広報誌、社協だより、ホームページの活用

生活援護支援

- ・生活困窮者の相談支援
- ・無料法律相談会
- ・歳末たすけあい見舞金配布事業
- ・歳末たすけあい見舞品配布事業

福祉サービスの提供

- ・車いす貸付事業
- ・福祉杖給付事業
- ・各種団体への活動支援

権利擁護

- ・日常生活自立支援事業
- ・生活福祉資金貸付事業

## 第3章 施策の展開

### 基本目標① 地域福祉を担う人づくり

#### (1) 福祉教育活動の推進

##### ○現状と課題

- ・町内にある南幌小学校、南幌中学校、令和8年度より南幌養護学校の3校をボランティア協力校に指定し、共同募金活動などに協力をいただいております。
- ・中学生の福祉教育（3年生）を年1回行っております。
- ・職場体験学習の受け入れを行っております。（中学2年生・養護学校高等部）
- ・子ども会育成連絡協議会と連携し、「たくみ祭り」、「ボランティアフェスタなんぼろ」に協力しております。

##### ○今後の方向性

- ・若い人が福祉やボランティア活動に関心を持ってもらうよう取り組みます。
- ・小、中学生がボランティア活動に参加できる機会を設けていきます。

##### 社協の施策

番号	施策（事業名）	事業概要
1	ボランティア協力校による実践活動への支援・協力	児童・生徒たちが様々な体験・活動を通じて福祉教育を推進していきます。
2	職場体験学習の受け入れ	中学2年生、養護学校高等部の生徒を職場体験を受け入れ、共同募金の街頭募金活動や社協事業の体験、ボランティアフェスタなんぼろ開催に係る作業を行ってもらう。
3	子ども会育成連絡協議会への支援	子ども会の発展向上と青少年の健全育成に寄与することを目的に毎年「たくみ祭り」を開催している。 お祭りを通じて、子どもたちの企画立案能力の向上や責任感・指導力の醸成、子どもリーダーの養成など福祉教育活動を行っております。 活動の推進のための助成金の交付や活動に対する協力を行います。

## (2) 福祉に携わる人材育成

### ○現状と課題

- ・地域福祉の担い手として、ボランティアが必要となりますが、ボランティア団体の解散による団体数の減と高齢化に伴い会員数の減が課題となっております。
- ・ボランティアの担い手不足及びボランティア活動における質の向上を図るため、養成講座を行っております。
- ・ひとり暮らしの高齢者や生活困窮者等の地域の状況については民生委員、児童委員の協力は重要な役割を果たしております。連携を図り状況の把握や問題の解決に努めていきます。

### ○今後の方向性

- ・ボランティアの機能強化のため、活動者を養成する講座や若い世代や子どもなどボランティア誰でも参加できる仕組みづくりが求められます。
- ・ボランティアコーディネート機能を果たしています。
- ・ひきこもり就労支援の協力

### 社協の施策

番号	施策（事業名）	事業概要
4	ボランティア養成講座の実施	ボランティア活動における質の向上を図るためボランティアを養成します。
5	ボランティア活動の普及拡大に向けた支援・協力	ボランティア団体における活動の推進のため助成金の交付や活動に対する協力を行います。
6	民生委員・児童委員との連携	地域のひとり暮らし高齢者、生活困窮者などの状況調査など連携を行っていきます。
7	社協役員・職員の研修	先進地視察や研修会に参加し、社協の資質向上に努めます。

## 基本目標② みんなで支え合う地域づくり

### (1) 住民参加

#### ○現状と課題

- ・地域の人々が中心となり地域で高齢者を中心に誰でも気軽に立ち寄れる「なんぼろカフェサロン」を月に1～2回程度、お茶を飲みながらお話しをしたり、ゲームや体操などを行っております。今後は新規開設の働きかけを行います。
- ・ひとり暮らしの高齢者には、引きこもりや孤独にならないよう、「ふれあい交流会」を実施しております。
- ・ボランティア参加の取り組みとして、社協の事業又は、介護施設等でボランティアとして支援をいただいた方に「介護支援ボランティアポイント」を付与し、地域貢献とボランティア活動の促進を行っていきます。
- ・共同募金活動（赤い羽根募金・歳末たすけあい募金）は、町民、団体、企業等より「募金」を通じて、町民一人ひとりが福祉を考える機会として展開しております。集まった「募金」は福祉事業や福祉団体の活動支援に努めます。
- ・家庭で食べきれない食品を食糧支援を必要とする方へ届ける「フードパントリー」を行っております。

#### ○今後の方向性

- ・地域（行政区・町内会）で支えていく仕組みづくり
- ・地域（行政区・町内会）と社会福祉協議会が事業、課題について連携する体制づくり。

#### 社協の施策

番号	施策（事業名）	事業概要
8	サロンによる地域コミュニティー活動支援（受託事業）	地域づくりなんぼろカフェサロンへ運営助成金交付や運営支援、新規開設の働きかけを行います。
9	ふれあい交流会	70歳以上のひとり暮らしの高齢者を対象にレクリエーションを行い、交流を深め、楽しい時間を過ごすこととしております。
10	介護支援ボランティアポイント事業（受託事業）	社協事業又は、町内の介護施設等における介護支援ボランティア事業について、ボランティア活動を通じて、社会参加や地域貢献を促進し、住民自身の健康増進及び介護予防を推進する。
11	共同募金事業	共同募金を財源とする事業の周知を行い、募金への理解促進を図る。

12	フードパントリー事業	家庭で余っている食品や企業、農家等から提供を受けた食品を必要な家庭にお渡ししています。
13	困りごと、担い手調査の実施（新規事業）	日常生活において、ちょっとした困りごとを必要とする人と協力してくれる人を調査し、ボランティアマッチングシステムにつなげる。

## （２）世代間交流

### ○現状と課題

- ・農閑期の冬の時期に外出機会が少ない中で、三世代の方々が「ふれあい」・「支え合い」・「助け合い」の場として、各団体のボランティアが集まり、昼食を提供する「みんなのちいきの食堂」を行います。
- ・ボランティア団体が参加し、活動内容等を参加者に知ってもらう機会をつくり、ボランティア同志の交流のため、ボランティアフェスタなんぼろを開催し、ボランティア活動に参加してもらう仕組みを目指します。

### ○今後の方向性

- ・各事業を行うには人材の確保が必要となることから、団体に入会することではなく、気軽に参加出来るような体制づくりを目指します。
- ・みんなのちいき食堂、ボランティアフェスタなんぼろ等の事業において、開催ポスターを公共施設等に掲示し、住民周知を行います。

### 社協の施策

番号	施策（事業名）	事業概要
14	地域交流食堂 （みんなのちいき食堂）	三世代の方々が「ふれあい」・「支え合い」・「助け合い」の場として、各団体のボランティアが集まり、昼食を提供する「みんなのちいき食堂」を行います。
15	ボランティアフェスタなんぼろの開催	ボランティア・福祉活動について町民に理解を得る事業として行っております。

### (3) 子育て支援

#### ○現状と課題

- ・町内会行事等で社協保有備品の貸し出しを行っております。

#### ○今後の方向性

- ・共同募金助成金を活用して、地域のお祭り等で使用する備品を整備します。

#### 社協の施策

番号	施策（事業名）	事業概要
16	社協保有備品の貸し出し	社協にあるレクリエーション備品等を無償で貸し出します。

## 基本目標③ 安心安全な暮らしづくり

### (1) 交通

#### ○現状と課題

- ・移送サービス（町受託事業）事業により公共交通機関を利用できない要介護高齢者や障がい者への通院送迎サービスを行っています。
- ・移送サービス事業に該当されない方につきましては社協の福祉有償運送サービス（らくらくサービス）を行っています。
- ・あいくるで開催される事業について、「あいるーと」利用している方がいます。

#### ○今後の方向性

- ・町内医療機関では対応できない専門病院への通院や高齢者の運転免許証の返納などにより、今後利用者増が見込まれます。
- ・運転手の確保が課題となり、高齢者事業団と連携を図り運転手の確保に努めます。

#### 社協の施策

番号	施策（事業名）	事業概要
17	移送サービス事業 （町受託事業）	普通自動車において外出が困難な障がい者及び要支援・要介護者へ通院のための送迎サービスを行います。
18	らくらくサービス事業 （独自事業）	移送サービス事業の利用制限を超えた方など移送サービス事業を利用できないための福祉有償運送サービスを行います。

### (2) 生活支援

#### ○現状と課題

- ・毎週木曜日に65歳以上の方を対象にボランティアによる「電話サービス事業」を行っています。
- ・高齢者、障がい者のゴミ出しが困難な方に地域のボランティアの協力をいただき「ゴミ出しサービス事業」を行っています。
- ・ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯等日常生活が不自由な方に対し配食サービス事業を行っています。

#### ○今後の方向性

- ・ボランティアの確保が必要となります。
- ・町内会と行政区において地域の方の支援が必要となります。

## 社協の施策

番号	施策（事業名）	事業概要
19	電話サービス事業	おおむね65歳以上の方を対象に、話し相手が欲しい方、孤独を感じている方、安否確認をしてほしい方などボランティアが電話でお話を行います。
20	高齢者ゴミ出しサービス事業	高齢者、障がい者の方でゴミ出しが困難な方にボランティアがゴミ出しを行います。
21	配食サービス事業 （町受託事業）	ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯など日常生活が不自由な方に対し配食サービスを行い、食生活の改善を通じて健康保持を図るとともに利用者の安否確認や孤独感を和らげるなどの在宅支援を行います。

### （3）災害・緊急時の支援体制

#### ○現状と課題

- ・平成26年12月に南空知9市町社会福祉協議会における災害時相互支援協定書の締結を行いました。
- ・令和2年3月に南幌町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを作成しました。
- ・令和2年11月に南幌町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書の締結を行いました。
- ・令和3年11月に自然災害発生時における災害ボランティアセンター支援に関する協定書の締結を行いました。
- ・南幌町防災訓練、赤十字奉仕団研修会に社協ボランティアが参加し、炊き出しのお手伝いを行いました。

#### ○今後の方向性

- ・ボランティアの確保が必要となります。
- ・町内会、行政区と連携を行い、独居高齢者、避難困難者の把握、共有の取り組みを行っていきます。
- ・南幌町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの改訂。
- ・南幌町災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

#### 社協の施策

番号	施策（事業名）	事業概要
22	災害ボランティアセンター設置運営機能の整備	災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを随時更新と大規模災害時における災害ボランティアセンター設置についてスムーズに行えるように努めます。

#### （４）健康・介護予防

##### ○現状と課題

- ・月2回程度「あいくる」において、ボランティアの協力を得ながら身体ケア体操を中心としたさまざまな内容で「ひだまりサロン」を実施し、仲間づくりや助け合いの機会の創出につながっております。
- ・介護予防事業として、賭けない・吸わない・飲まないをモットーに高齢者いきいき健康マーチャンを行っております。
- ・介護予防事業として、ふまねっと運動を行っております。社協事業や地域のカフェサロンにおいて行っております。
- ・老人クラブ連合会主催のパークゴルフ大会や福祉スポーツ大会、研修事業を行い、仲間づくり、交流を図っております。

##### ○今後の方向性

- ・各事業とも指導者の確保が必要となります。
- ・ふまねっと運動の普及について検討する必要があります。
- ・老人クラブに加入する人が減少します。

#### 社協の施策

番号	施策（事業名）	事業概要
23	ひだまりサロン事業	月2回程度、誰でも気軽に立ち寄っておしゃべりができる場所を作る目的で開催しております。
24	高齢者いきいき健康マーチャン事業	毎週火、木曜日午後で開催しております。麻雀をしてみたい初心者の方の初心者コースもあります。

25	ふまねっと教室	50 cm四方のマス目の網を踏まないようにリズムに合わせて足を上げ下ろしする運動です。あみの上を歩く時は注意が必要なため、緊張感が必要となり、転倒防止に必要な注意力の改善につながります。 月2回、サポーターによる教室を開催するとともに地域のカフェサロン等でも行っています。
26	老人クラブ連合会	事務局を担っており、春のパークゴルフ大会、夏、秋には日帰りの研修旅行、雪が降る前には福祉スポーツ大会を行っております。

## (5) 情報の提供

### ○現状と課題

- ・広報誌の社協だよりを年3回（5月・10月・2月）発行しております。そのほかについては町広報を活用しております。
- ・町のホームページに社協の情報がありますが、町民には浸透していないと思われます。
- ・社協事業で対象者限定なものについては、有線放送、LINE 配信ができない状況となっております。

### ○今後の方向性

- ・社協単独のホームページ開設を検討します。
- ・デジタル掲示板の設置。
- ・事業時にのぼりを設置し事業を周知する。
- ・社協事業の周知を町広報に折り込みチラシを入れる。

### 社協の施策

番号	施策（事業名）	事業概要
27	町広報誌、社協だより、ホームページの活用	広報誌の掲載とホームページを更新し、情報の提供を行います。

## (6) 生活援護支援

### ○現状と課題

- ・生活困窮者の相談体制として、行政や自立相談支援事業所の「そらち生活サポートセンター」と連携を行い生活困窮者の自立支援に向けて支援していきます。
- ・町民の生活上の心配ごとや悩み事などについて弁護士による無料弁護士相談を行

っております。

- ・町内の社会福祉法人施設及び医療法人施設、在宅障がい者等及び75歳以上のひとり暮らしの高齢者に歳末たすけあい募金を活用し、見舞金及び見舞品を配布しております。

#### ○今後の方向性

- ・今後、対象者（75歳以上）が増えて行くので財源の確保が必要となります。

#### 社協の施策

番号	施策（事業名）	事業概要
28	生活困窮者の相談支援	生活困窮者の生活支援に対する相談は行政、専門機関との連携を図り対応します。
29	無料法律相談会	毎月第4金曜日午後より札幌弁護士会の弁護士による無料法律相談会を行っております。（南空知4町共同事業）
30	歳末たすけあい見舞金配布事業	町内の社会福祉法人施設、医療法人施設及び在宅障がい者等に対し歳末たすけあい募金を活用し歳末見舞金を配布しております。
31	歳末たすけあい見舞品配布事業	町内の75歳以上のひとり暮らしの方に新年を迎えるにあたりお正月用の食品を配布しております。

## （7）福祉サービスの提供

#### ○現状と課題

- ・車いすを必要とされる方に一時的に無償で貸し出しを行っております。
- ・高齢者、障がい者が歩行することが困難な方に杖の無償給付を行っております。
- ・福祉活動団体に助成金を交付して活動支援を行っております。各団体におきましては新規会員が少なく、会員が減少傾向となっております。

#### ○今後の方向性

- ・備品の老朽化に伴う更新
- ・備品（車いす）の有償化
- ・会員減少に伴う助成額の見直し及び継続的な支援

## 社協の施策

番号	施策（事業名）	事業概要
32	車いす貸し出し事業	介護保険の対象とならない方や急に車いすが必要とされる方へ一時的に車いすを貸し出します。
33	福祉杖給付事業	高齢者、障がい者の方で歩行が困難な方に杖の無償給付を行っております。
34	各種団体への活動支援	各福祉団体の支援として、活動事業における助成金を行います。

## （８）権利擁護

### ○現状と課題

- ・高齢者、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が地域で安心して暮らせるよう日常生活の相談や福祉サービスの手続き、金銭管理等の支援を行っております。
- ・生活困窮者へ自立生活を促す足掛かりとして、独自事業の「愛情銀行」貸付事業や北海道社会福祉協議会の「生活福祉資金貸付」事業や「生活困窮者安心サポート」事業の窓口相談業務を行っております。

### ○今後の方向性

- ・日常生活支援員の確保。
- ・ひとり暮らしの高齢者等の方々に対して、「死亡時の葬儀費用等補助」、「死後事務委任契約事業」など、日常生活自立支援事業見直しに対する事業の検討。

## 社協の施策

番号	施策（事業名）	事業概要
35	日常生活自立支援事業	日常生活についての相談や生活費の管理を行い支援します。
36	生活福祉資金貸付事業	北海道社会福祉協議会における貸付事業や安心サポート事業及び独自貸付事業「愛情銀行貸付」事業への相談対応を行います。

## 第4章 計画の推進に向けて

### 1 計画の推進体制の整備と計画管理

計画の推進については、社会福祉協議会において具体的な方策等を検討し、町保健福祉課、地域住民、関係機関と連携した取り組みを進めていきます。

### 2 計画の普及・啓発

本計画を推進していく上では、計画の目指す地域福祉の方向性や取り組みについて、町民をはじめとする計画に関わる全ての人に参加し、取り組んでいくという共通認識をもつことができるように、広報やホームページを活用し、町民に周知を行い、計画の普及・啓発を行います。

### 3 計画の検証と見直し

実践計画は6年間にわたる計画であり、地域の課題や住民ニーズの多様化、国の福祉政策の変更等に対し見直し等を行うとともに、毎年度計画についての評価を職員で行い、5月の理事会、6月の評議員会で報告をするとともに10月発行の社協だよりで報告します。

また、中間年において見直しを行い、新たな課題に対応するとともに、事業の進捗状況等を整理しながら実情に合った計画とします。

# 資料編

## 地域福祉に関するアンケート調査

地域福祉実践計画策定に伴い、地域の福祉活動や社会福祉協議会の活動、福祉のまちづくりのあり方についての考え方・意識をお伺いし、よりよい計画となるようアンケート調査を実施しました。

今回は、以下の団体等1,200人に協力をいただき回収は512人(42.7%)から回答いただきました。(期間は4月1日から7月末まで)

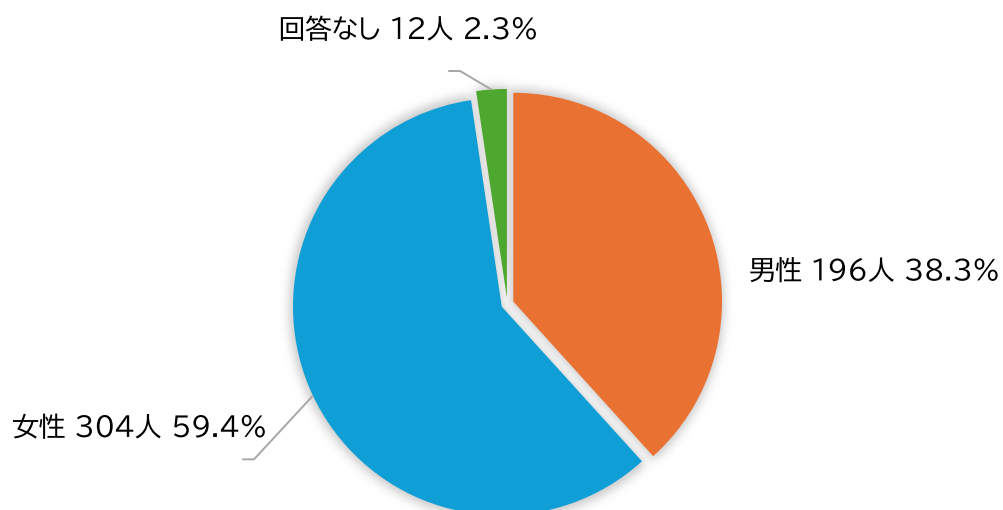
### 【アンケート協力依頼団体】

学童保育・南幌いちい保育園・バトミントン少年団・柔道少年団・なんぼろ恵・南幌みどり苑・商工会・民生児童委員・南幌町ボランティア活動の会・南幌町赤十字奉仕団・手話サークル「きらら」・南幌町手をつなぐ育成会・南幌町老人クラブ(13団体)・南幌町議会議員・社会福祉協議会役員

## あなたとご家族について伺います。

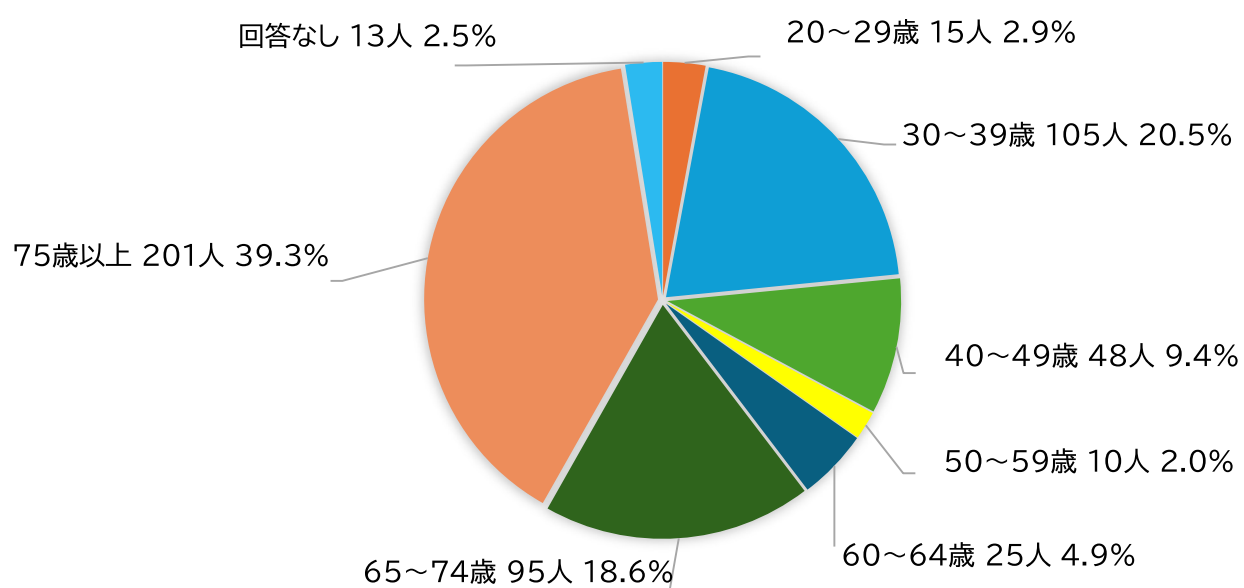
### 1. あなたの性別は

---

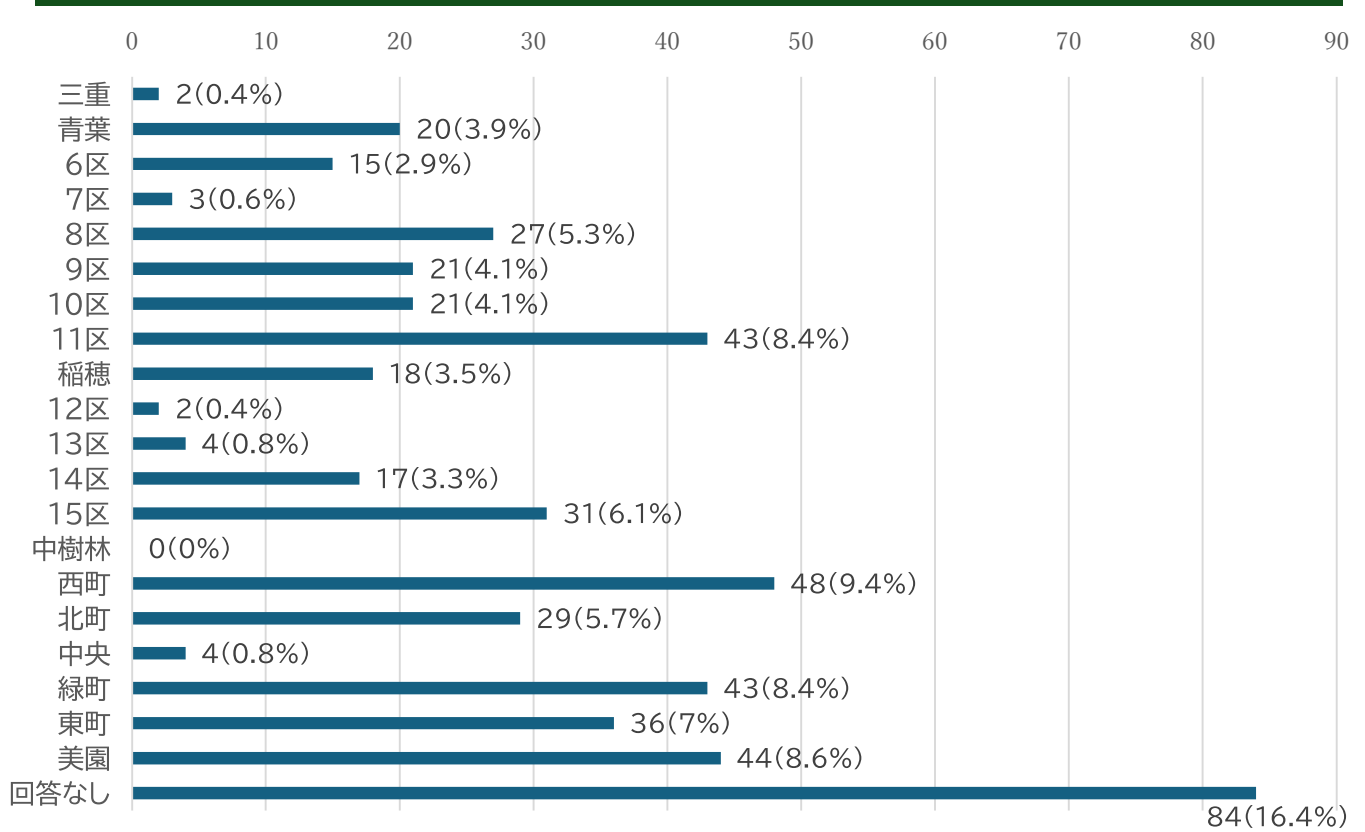


### 2. あなたの年齢は

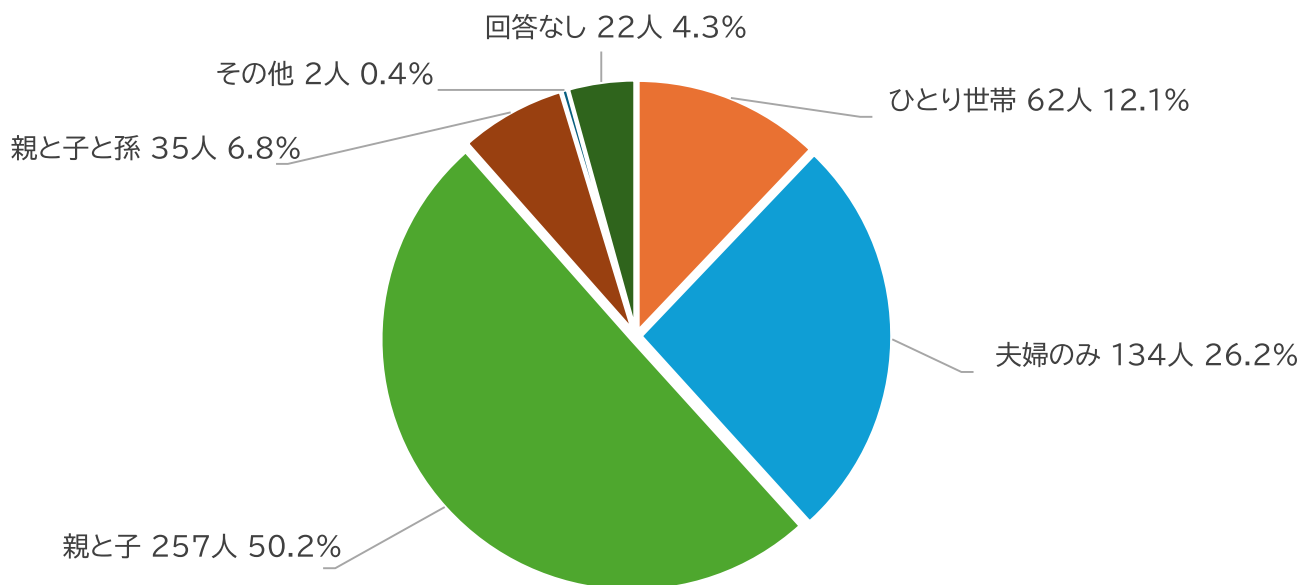
---



### 3. あなたの住んでいる行政区を教えてください



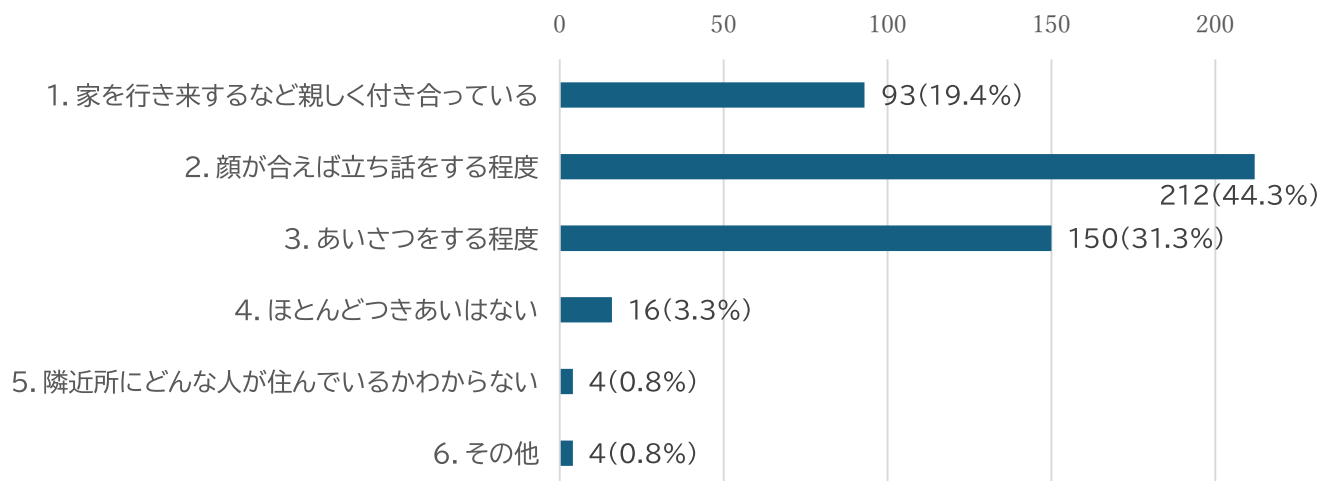
### 4. あなたの家族構成を教えてください



## あなたの住んでいる地域について伺います

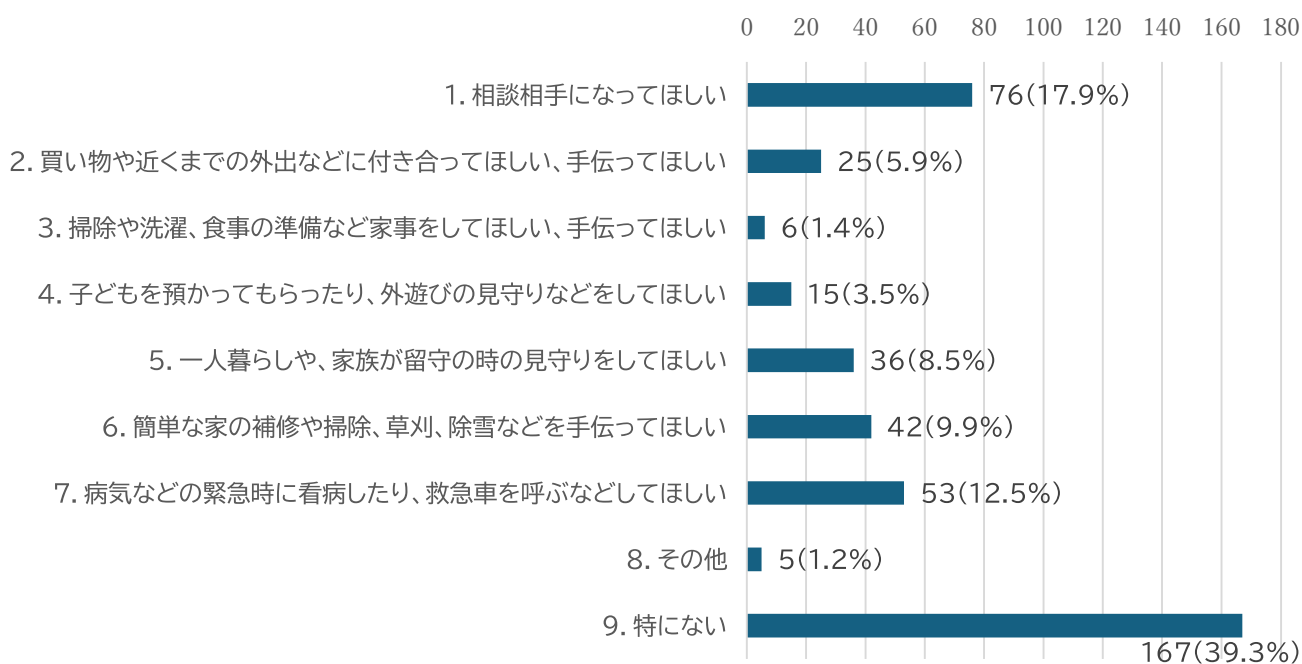
### 5. ご近所の方とどの程度のお付き合いをしていますか

【479 件の回答（複数回答）】



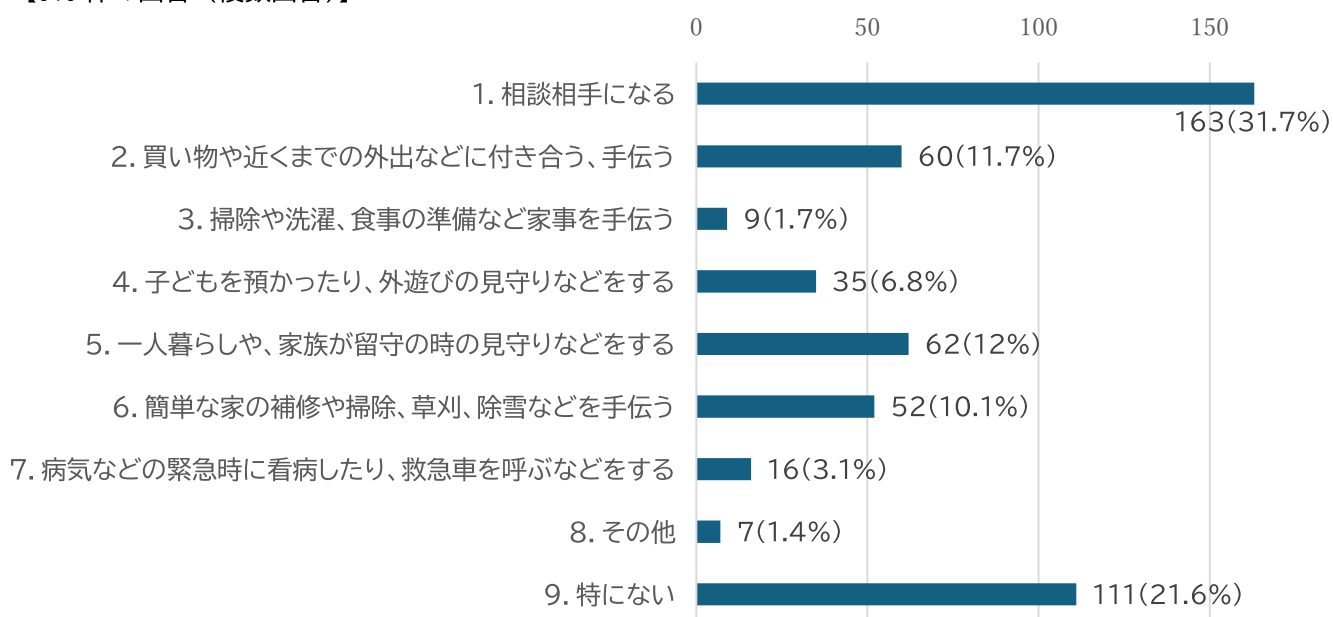
### 6. ご近所との付き合いの中で、今後手助けしてほしいとおもうことはありますか

【425 件の回答（複数回答）】



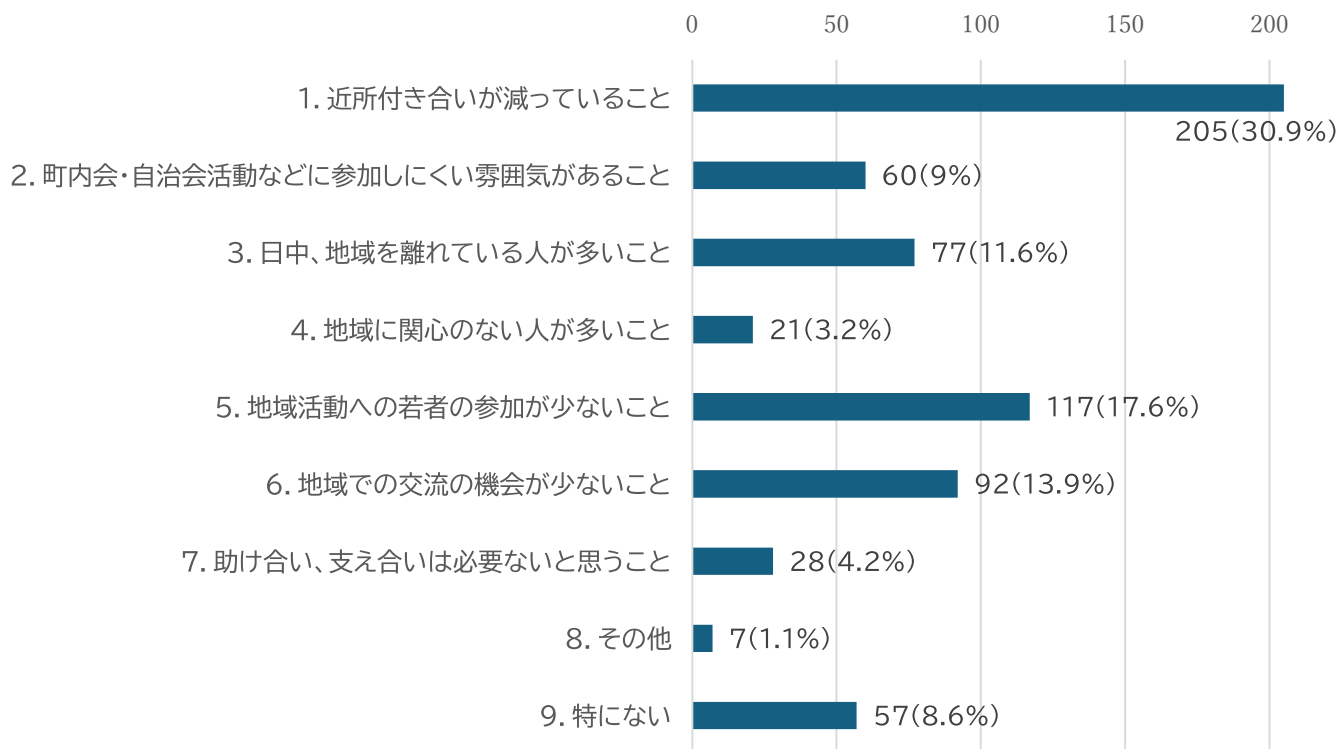
## 7. ご近所との付き合いの中で、今後手助けしたいとおもうことはありますか

【515 件の回答（複数回答）】



## 8. 地域の人が力を合わせて、住みよい地域社会をつくっていくために問題となることはなんでしょうか

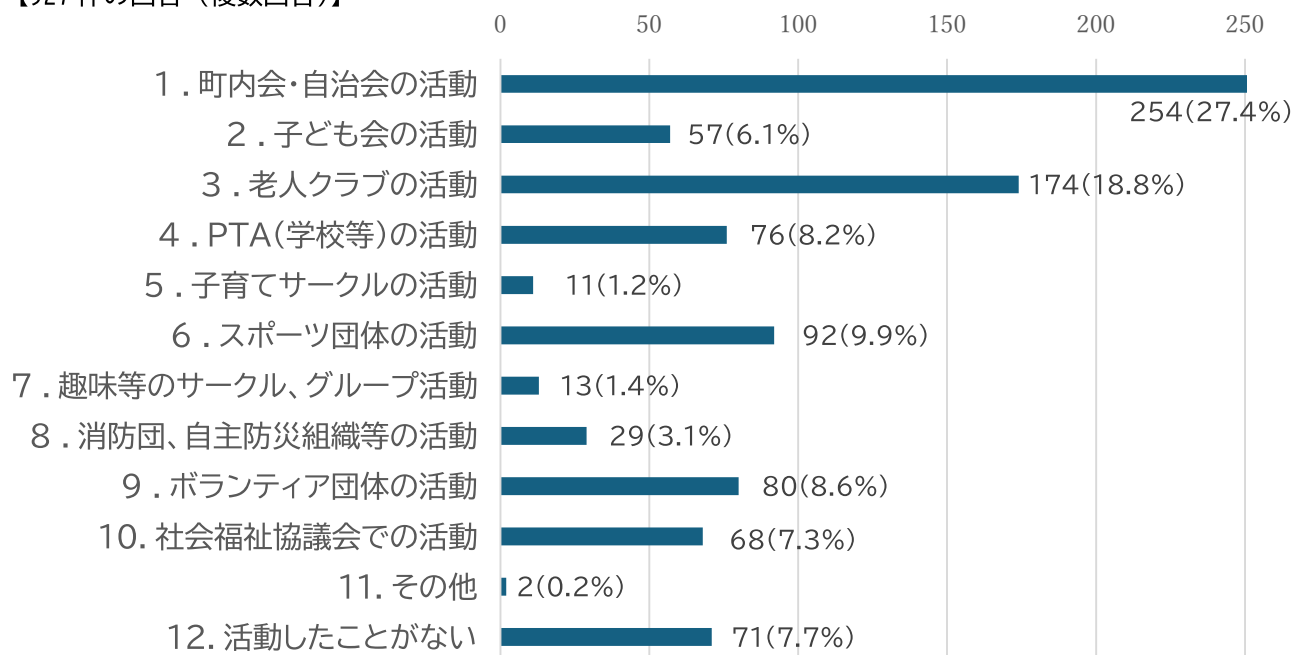
【664 件の回答（複数回答）】



## 地域福祉に関する活動について伺います

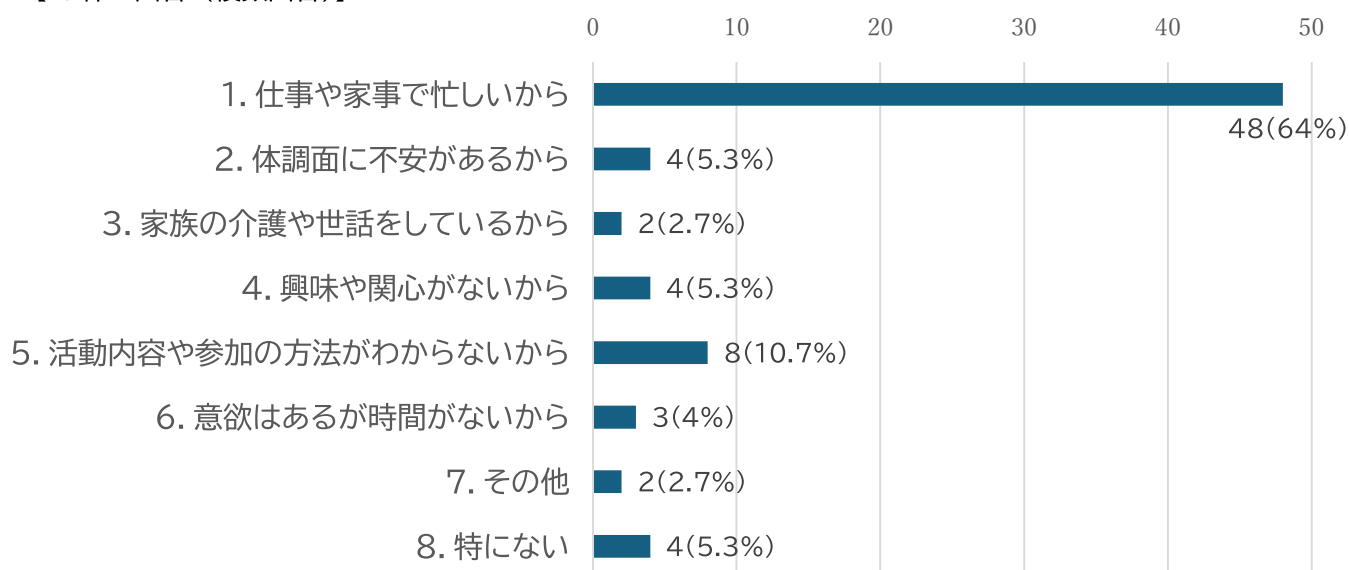
### 9. 今まで地域活動に参加されたことはありますか

【927件の回答（複数回答）】



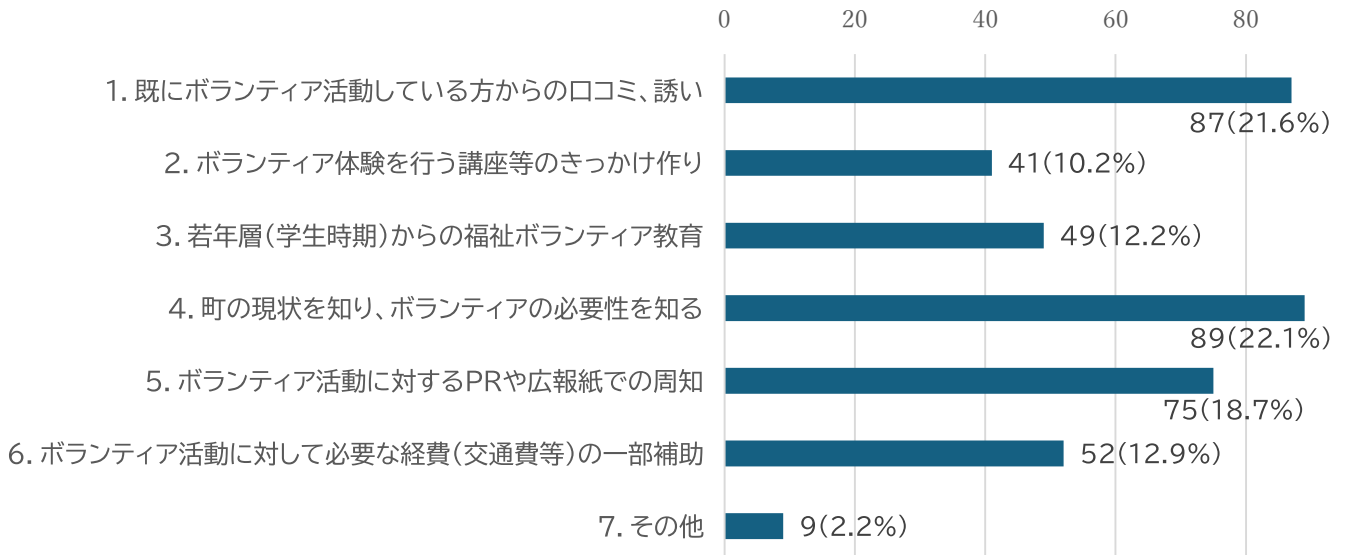
### 「12 活動したことがない」と答えた方におたずねします

【75件の回答（複数回答）】



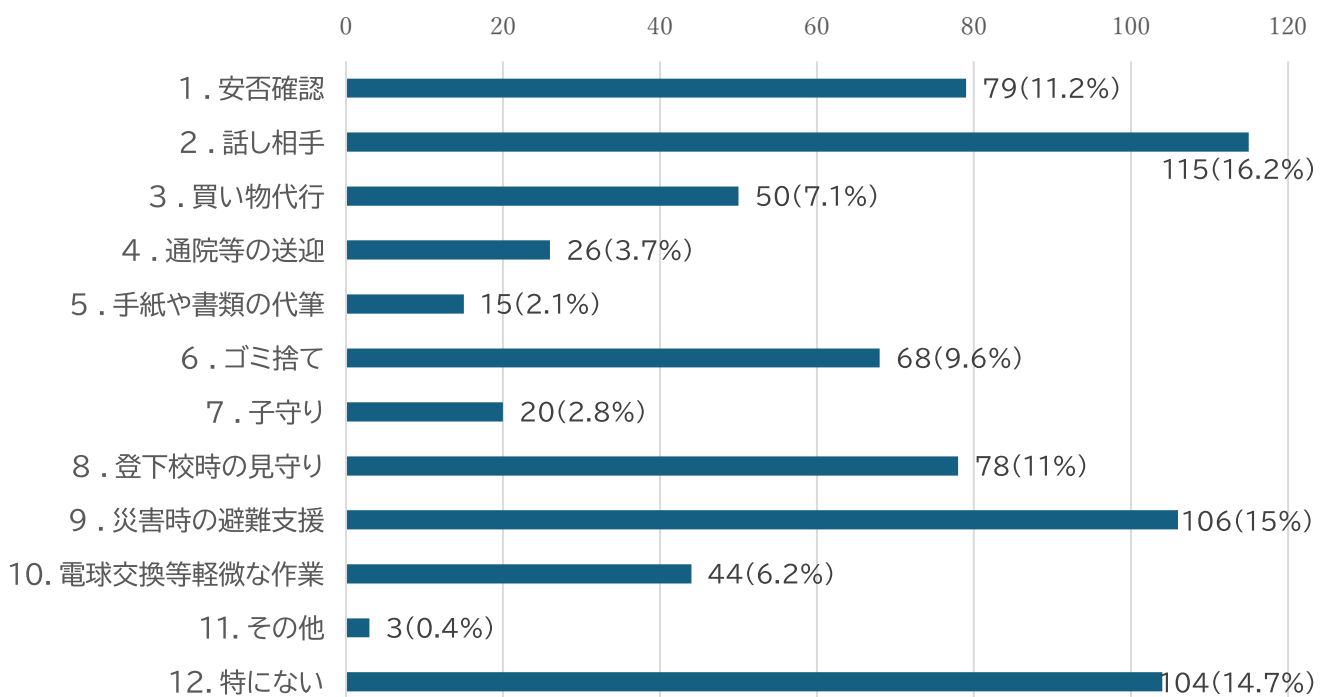
## 10. 新たなボランティア活動者を増やすためには、どのような取り組みが必要だと感じますか

【402 件の回答（複数回答）】

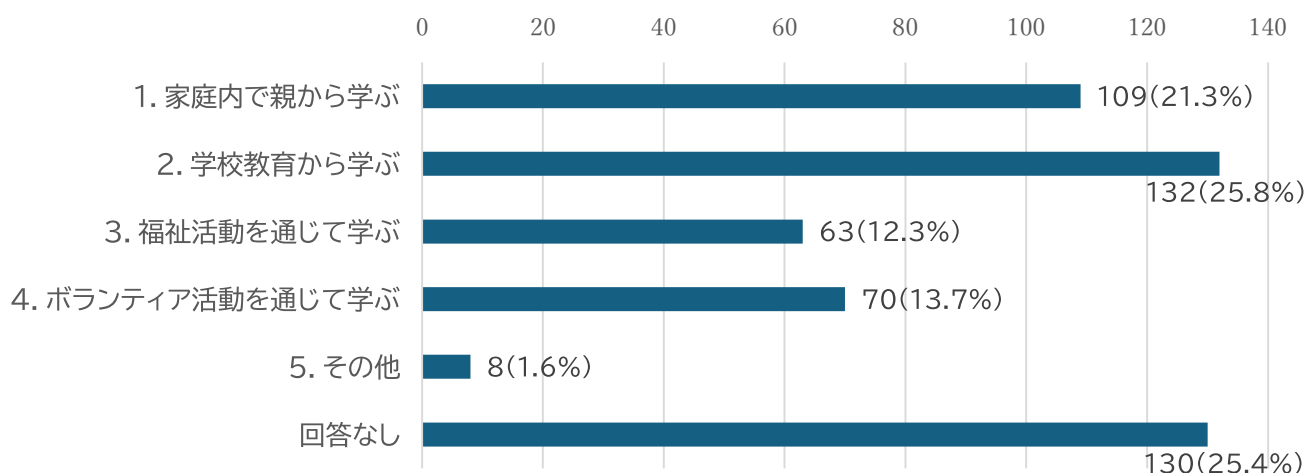


## 11. 高齢者や障がい者（児）、子育て中の親、小学生等に対してお手伝いできることはありますか

【708 件の回答（複数回答）】



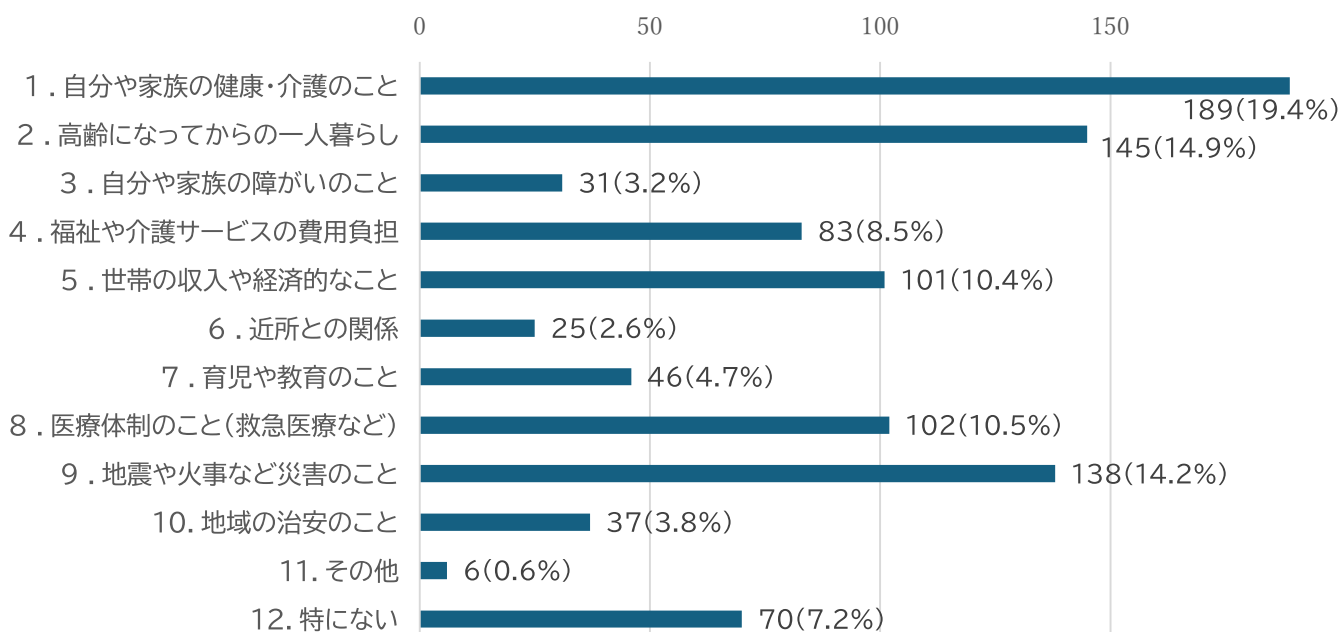
12. 子どもたちに対する福祉教育（思いやりの心や福祉への理解と参加）についてどのように行うべきだとおもいますか（どれか1つに○）



日常生活における悩みや不安及び生活困窮について伺います

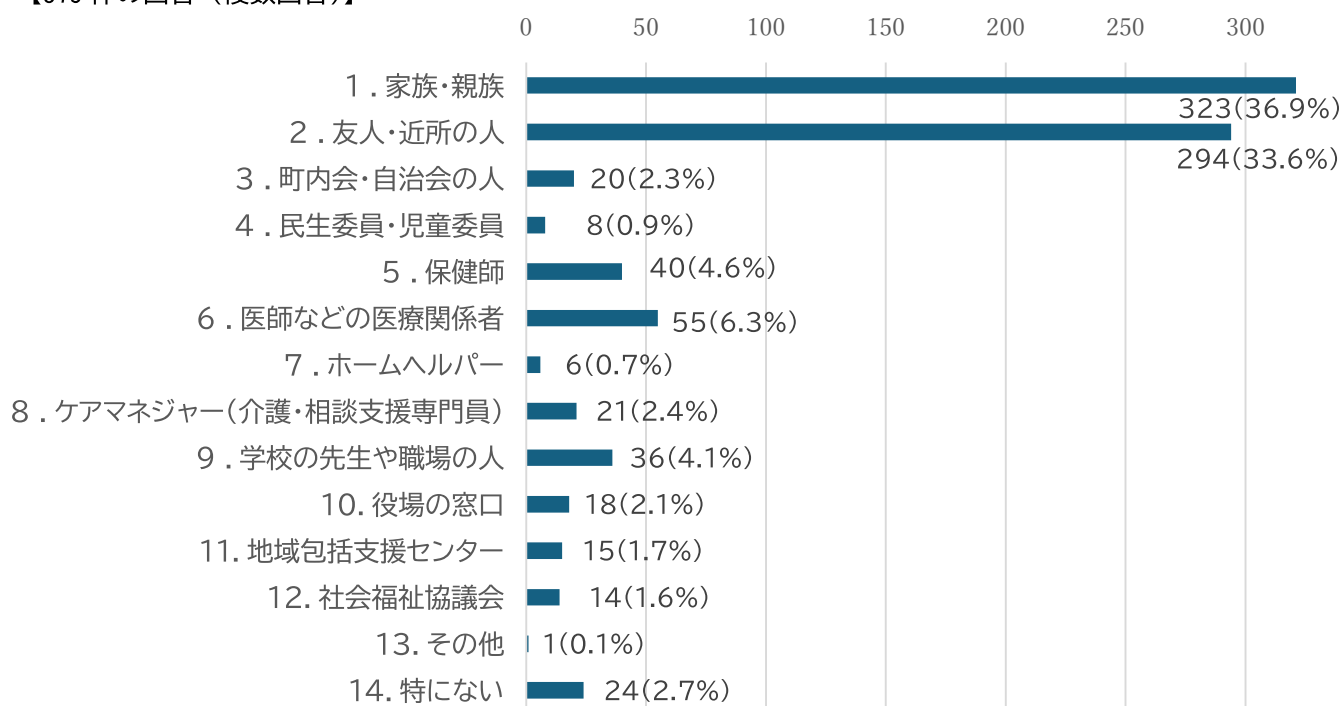
13. 日常生活でどのような悩みや不安を感じていますか  
(あてはまるものすべてに○)

【973件の回答（複数回答）】



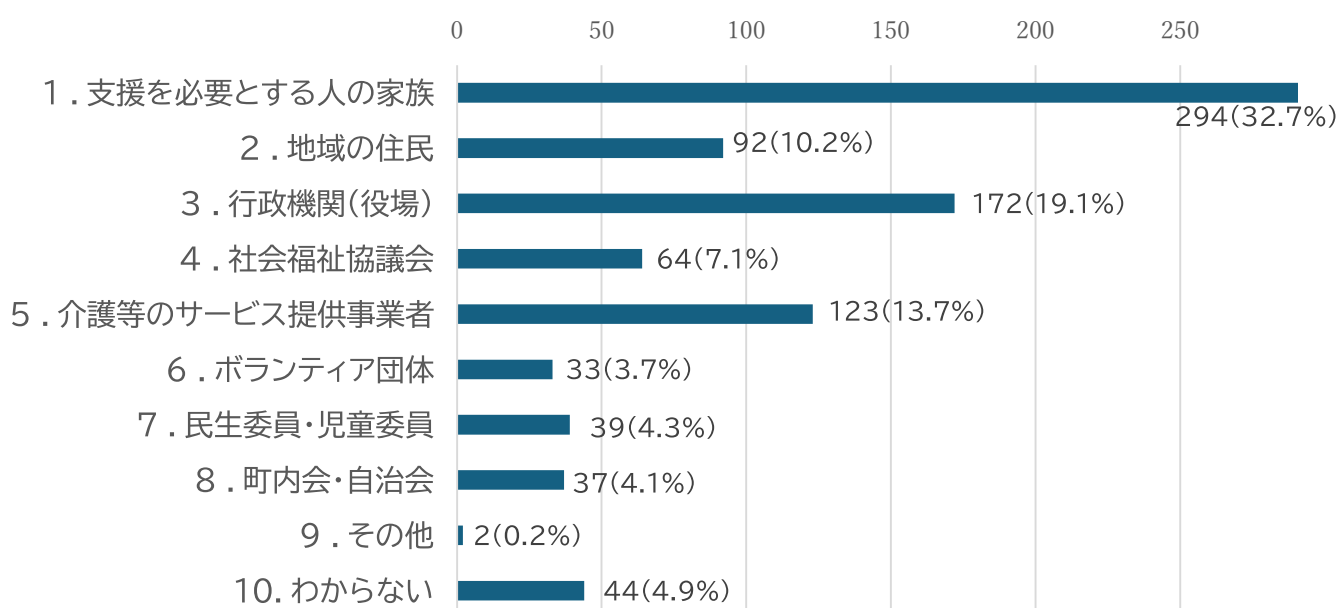
## 14. 悩みや不安を相談する相手はいますか (あてはまるものすべてに○)

【875 件の回答 (複数回答)】



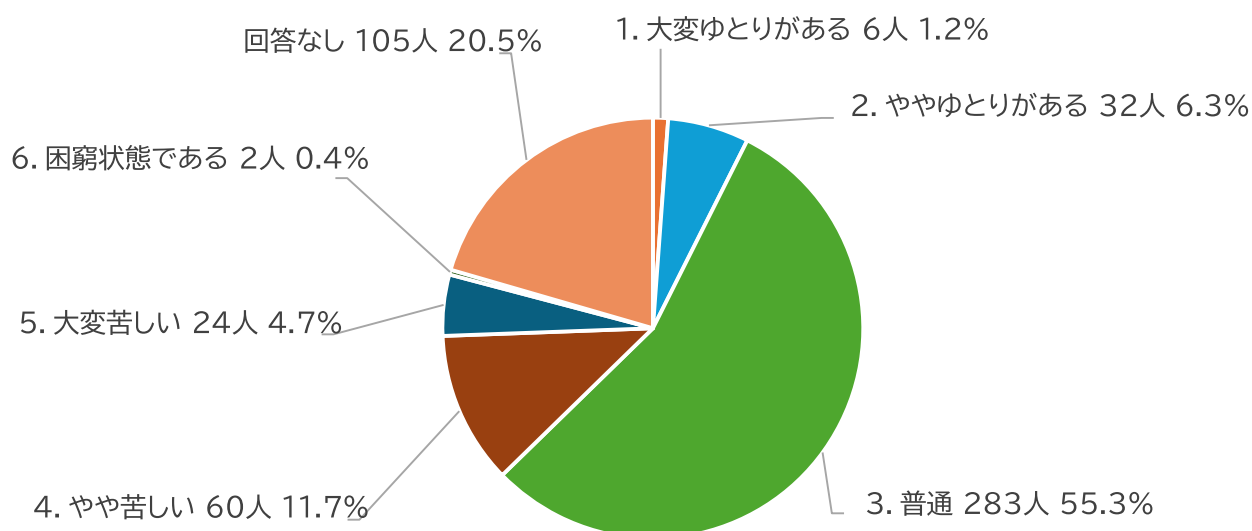
## 15. 日常生活において困ったことが起きた場合の手助けは、誰が行うべきとおもいますか (あてはまるものすべてに○)

【900 件の回答 (複数回答)】



16. あなたの世帯における暮らしの状況（経済状況）を総合的にみてどう感じますか

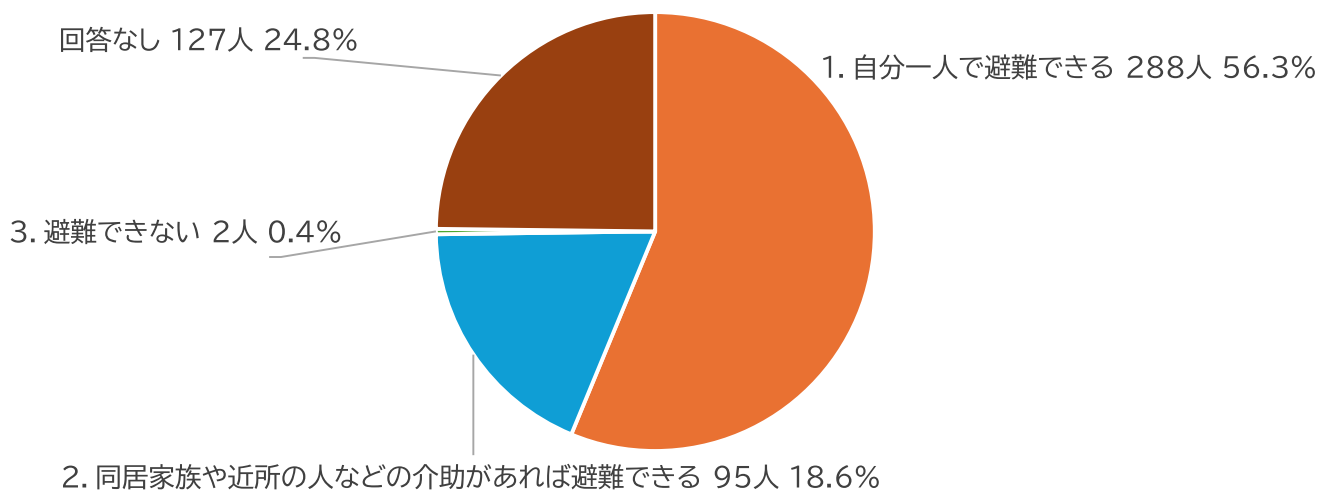
---



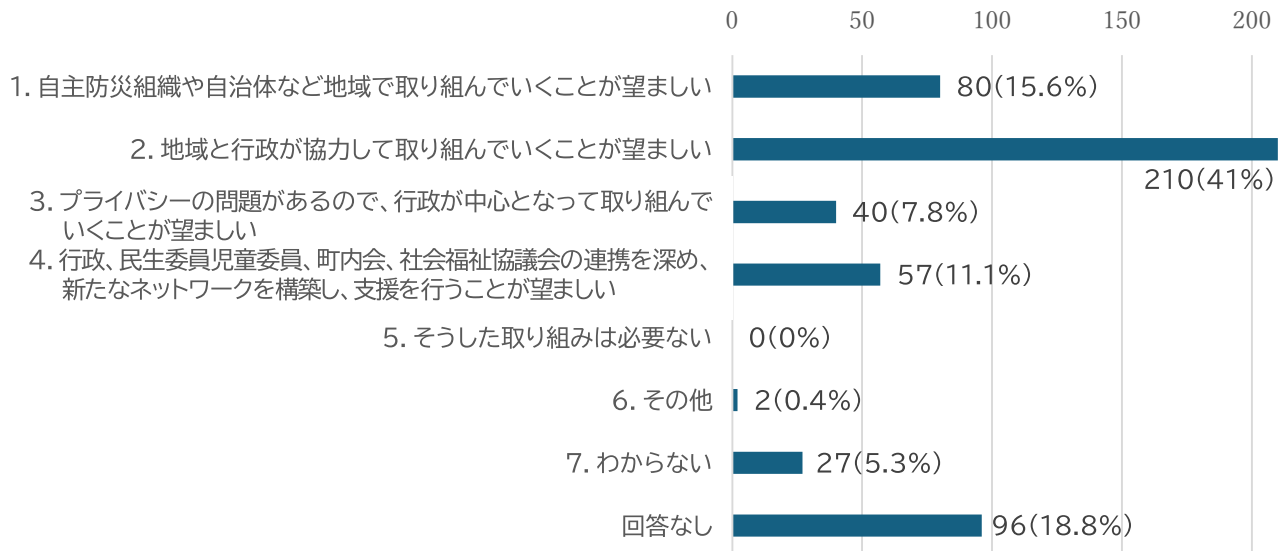
災害時の対応について伺います

17. 地震などの災害が発生した時、どのように避難しますか

---



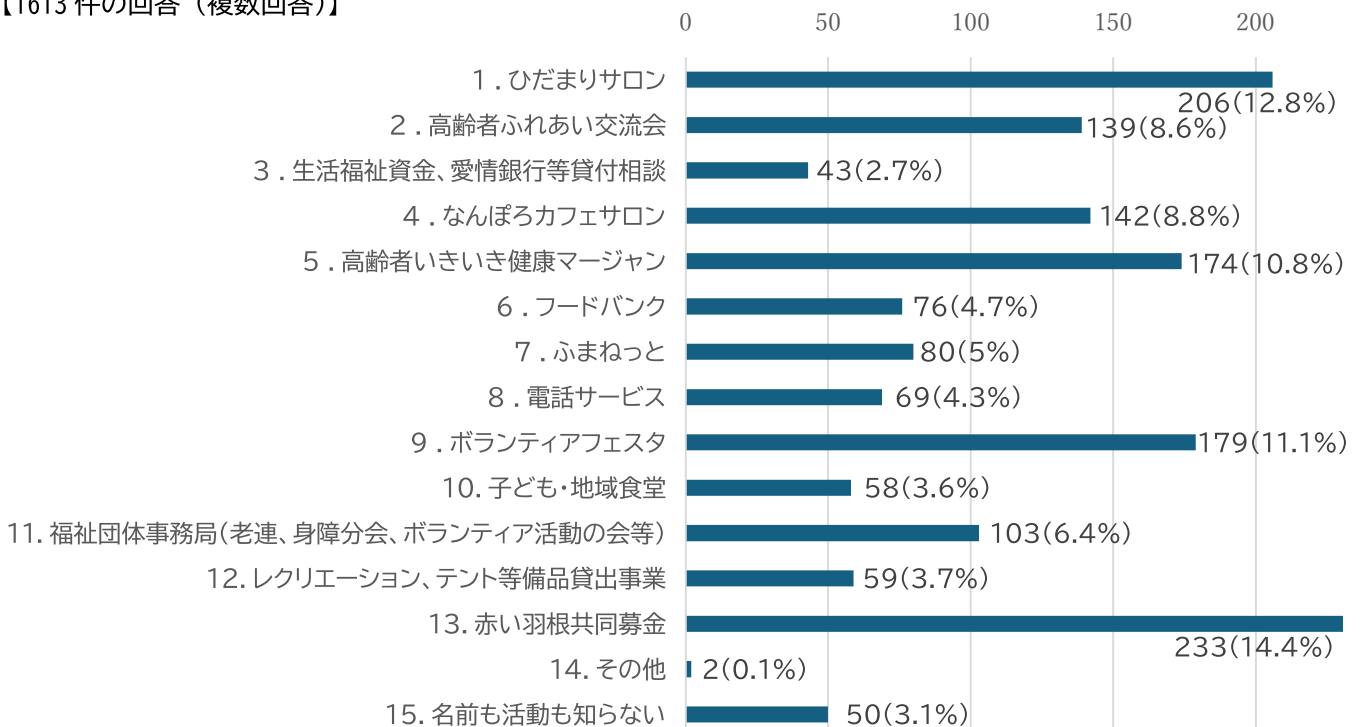
18. 災害が発生した時、自力で避難できない方など手助けが必要な方に対する  
支援の取り組みについて、どのようにおもいますか (どれか1つに○)



地域福祉に関わる機関や団体について伺います

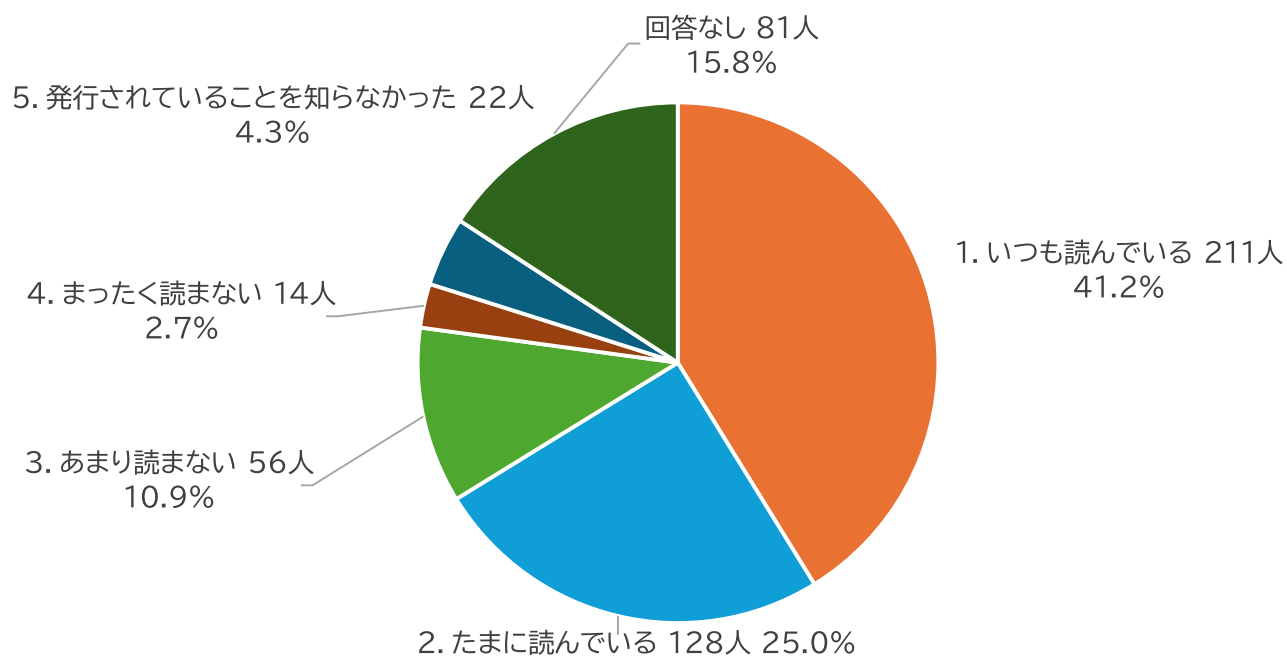
19. あなたは南幌町社会福祉協議会の活動を知っていますか

【1613件の回答（複数回答）】



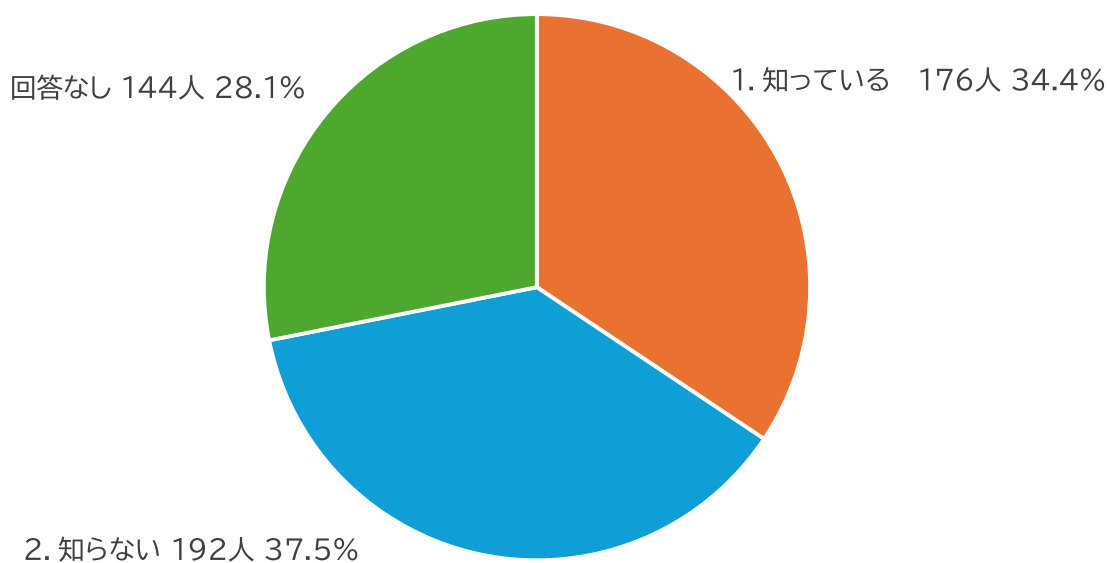
## 20. 社会福祉協議会が発行している広報誌「なんぼろ社協だより」を読んだことがありますか

---



## 21. お住いの地域の担当民生委員・児童委員をご存じですか

---

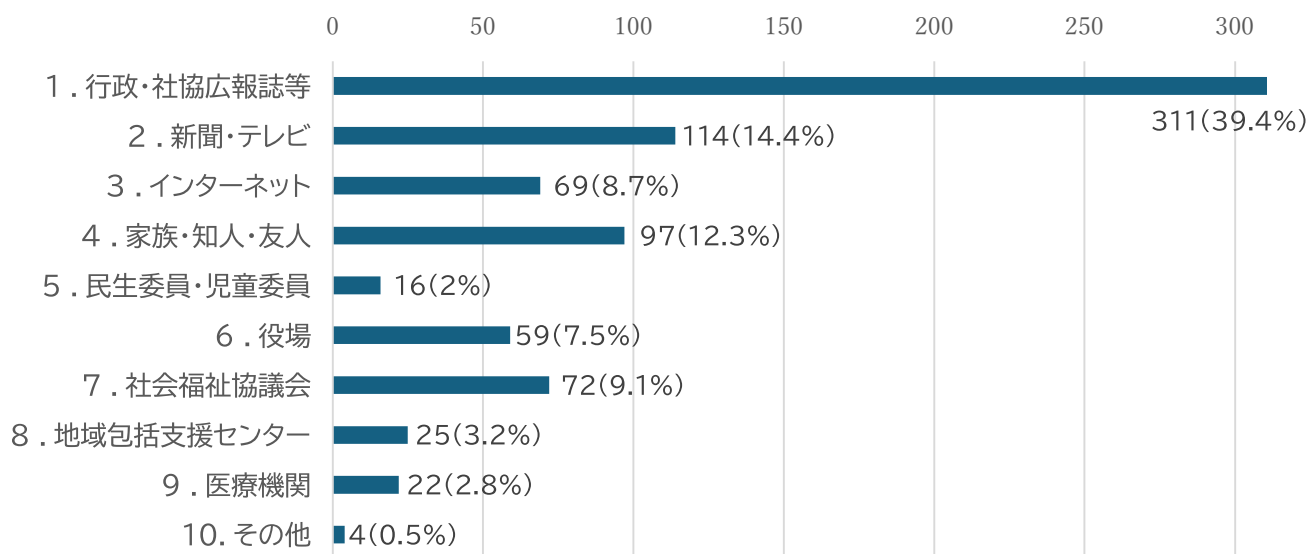


## 地域福祉政策について伺います

### 22. 福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか

(あてはまるものすべてに○)

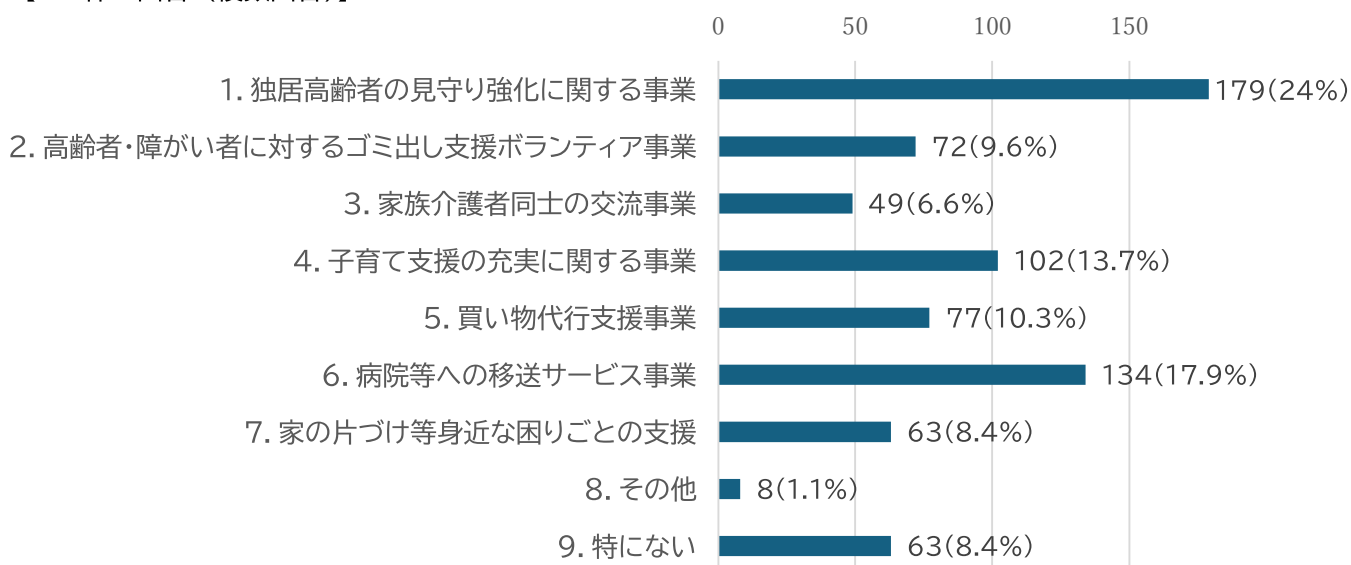
【789 件の回答 (複数回答)】



### 23. これから町内で始めてほしい、またはあればよいとおもう福祉サービスは

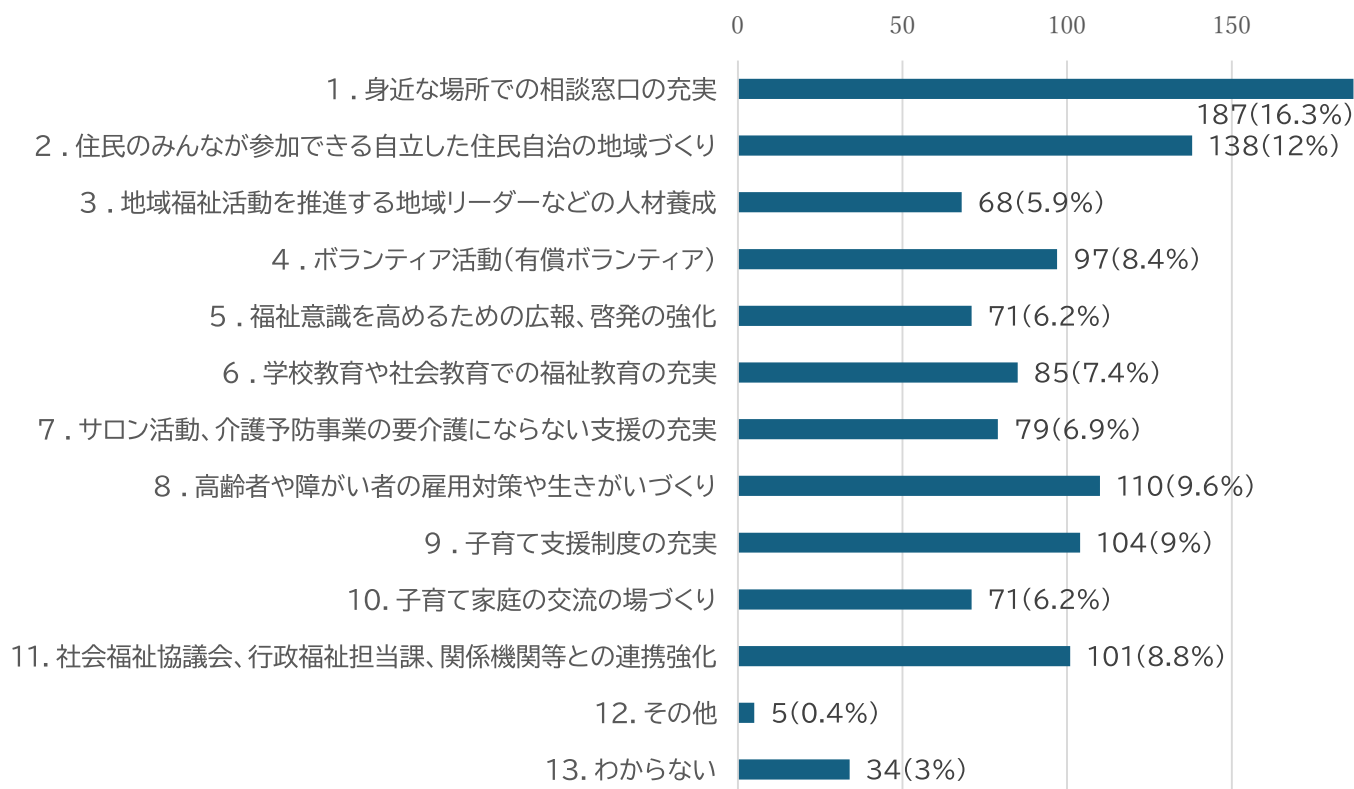
なんですか (あてはまるものすべてに○)

【747 件の回答 (複数回答)】

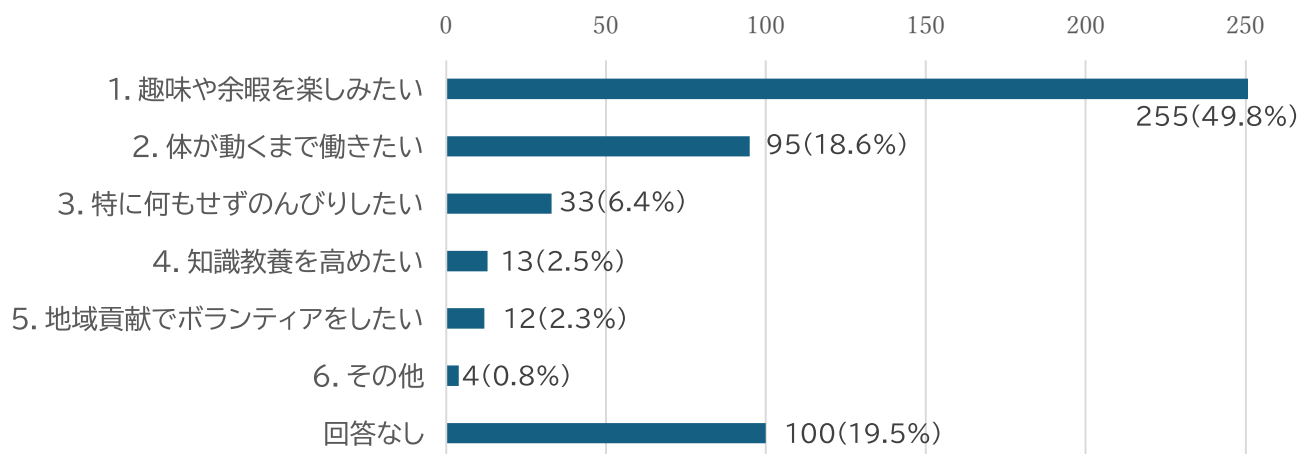


24. みんなが助け合いながら安心して暮らすためには、今後どのようなことが重要だと考えますか（あてはまるものすべてに○）

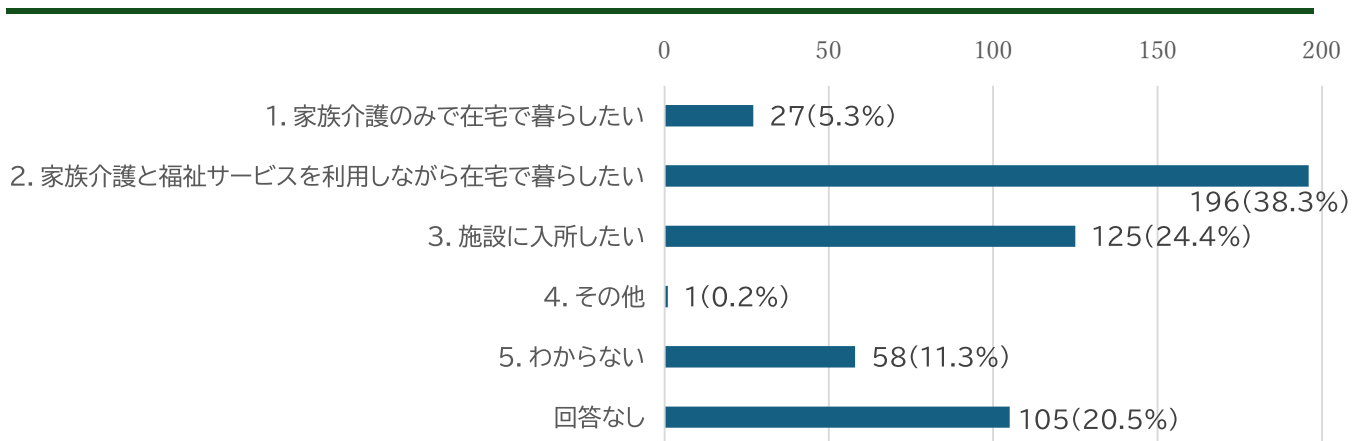
【1150件の回答（複数回答）】



25. あなたは、高齢期をどのように過ごしたいとおもっていますか（どれか1つに○）



26. ご自身の終末期（介護が必要になった場合）をどのように過ごしたいとおもいますか（どれか1つに○）



## 南幌町社会福祉協議会地域福祉実践計画策定要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人南幌町社会福祉協議会(以下「本会」という。)が、地域住民、行政、福祉施設、福祉団体、ボランティア、民生児童委員等と連携・協働しながら、地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合うことができる地域共生社会の実現を計画的、効果的に実行するための地域福祉実践計画を策定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (策定者)

第2条 策定者は社会福祉法人南幌町社会福祉協議会とする。

### (策定主管)

第3条 策定主管は南幌町地域福祉実践計画策定委員会とする。

### (計画策定期間)

第4条 計画策定期間は1年間とする。

### (計画設定期間)

第5条 計画設定期間は6年間とする。ただし、南幌町地域福祉計画との設定機関の均衡を考慮し、必要に応じて期間を変更する。

### (名称)

第6条 計画の名称は南幌町社会福祉協議会地域福祉実践計画とする。

### (策定方法)

第7条 本会内に地域福祉実践計画策定委員会を設置し、計画内容を検討した後、本会会長へ答申。その後、理事会に諮り、計画を決定するとともに、各年度の事業計画に盛り込まれた計画の具現化を図るものとする。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

1. この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

## 南幌町社会福祉協議会地域実践計画策定委員会設置要綱

### (目的)

第1条 社会福祉法人南幌町社会福祉協議会(以下「本会」という。)が、地域福祉実践計画を策定するため、南幌町地域福祉実践計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (業務)

第2条 委員会は、実践計画策定に向けて協議、検討を行う。

### (委員の構成)

第3条 委員会は委員15名以内で構成する。

2 委員は本会の事務局、役員、保健・医療・福祉等の関係団体に携わる者から本会会長が選任する。

### (委員会の運営)

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は会務を統括し、委員長に事故があったとき、又はかけた時は、副委員長がその職務を代理する。

4 委員会は委員長が招集し、会議の議長となる。

5 委員会が必要と認めた場合は、会議等に関係者の出席を求め、その意見を及び説明を聴くことができる。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は委嘱日より計画終了年度の3月31日までとし、再任を妨げない。

### (委員の報酬等)

第6条 委員会の委員の報酬は、これを支弁しない。ただし、委員には費用を弁償することができる。

### (委員会の協議内容)

第7条 委員会は次に掲げる事項について調査審議等をするものとする。

- (1) 計画策定に必要な地域の実態やニーズの把握、課題の整理、分析等に関すること。
- (2) 計画策定に係る関係機関・団体との情報交換、連絡調整に関すること。
- (3) 計画の進捗状況の点検・評価に関すること。
- (4) 計画案の協議、作成及び提案に関すること。
- (5) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、南幌町社会福祉協議会事務局が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1.この規程は、令和7年4月1日から施行する。

## 南幌町地域福祉実践計画策定委員名簿

役 職 名	氏 名	構 成 団 体	備 考
理 事	渡 邊 修 一	学識経験者 町公平委員	委員長
理 事	谷 藤 朋 代	南幌町役場保健福祉課長	
理 事	原 田 一 子	民生児童委員副会長	副委員長
理 事	新 内 啓 子	ボランティア団体代表	
監 事	中 村 収 一	町スポーツ協会代表	
評 議 員	佐 藤 純 子	手をつなぐ育成会代表	
評 議 員	永 原 隆 夫	南幌町区長会代表	
福祉関係団体	渡 辺 実 希	なんぼろ恵職員	
福祉関係団体	松 木 千 秋	南幌いちい保育園長	
オブザーバー	山 崎 真 裕	北海道社会福祉協議会 地域福祉課課長	
オブザーバー	河 野 慎 司	北海道社会福祉協議会 地域福祉課主査	

第1期 南幌町地域福祉実践計画  
令和8年3月

発行・編集

社会福祉法人 南幌町社会福祉協議会  
〒069-0235

空知郡南幌町中央3丁目4番26号

電話番号 011-378-2088

FAX番号 011-378-2025